德 島 県 環 境 関 連 産 業 立 地 促 進 補 助 金 交 付 要 綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、環境関連産業の立地を促進し、もって本県における循環型社会形成を推進するために、リサイクル事業を行う者(以下「リサイクル事業者」という。)が、県内においてリサイクル関係施設を整備する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) リサイクル事業者 循環資源の循環的な利用を業として行う者であって、次の各 号に掲げる事業を行う者をいう。
 - ① 循環資源を原材料として利用し、製品又は燃料を製造する事業
 - ② 循環資源を燃料として利用し、発電又は熱供給を行う事業
 - ③ 循環資源から製品又は部品として供給する事業
 - ④ その他知事が特に必要と認める事業
 - (2) 循環資源 循環型社会形成推進基本法第2条第3項の規定に基づく「循環資源」 をいう。
 - (3) 循環的な利用 循環型社会形成推進基本法第2条第4項の規定に基づく「循環的な利用」をいう。
 - (4) リサイクル関係施設とは、次の各号に掲げる施設をいう。
 - ① 循環資源を原材料として利用し、製品又は燃料を製造するために必要な施設
 - ② 循環資源を燃料として利用する発電施設又は熱供給施設
 - ③ 循環資源から製品又は部品として供給するために必要な施設
 - ④ その他知事が特に必要と認める施設
 - (5) 地元雇用 リサイクル事業者が、第4条の指定申請日から操業開始1年以内に、 次のいずれかに該当する者を当該リサイクル事業の常用労働者として、新たに雇用 することをいう。
 - ア 採用の日の前日に県内に住所を有していた者
 - イ 県内に10年以上住所を有していた者
 - ウ その他知事が地元雇用と認める者
 - (6) 常用労働者 次の条件を満たす者をいう。
 - ア 雇用期間を定めない労働者又はこれに準ずると認められる者
 - イ 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第7条の規定に基づく被保険者として、第 9の規定に基づく確認を受けている者
 - ウ 最低賃金法 (昭和34年法律第137号) で定める最低賃金を下回らない者
 - エ その他知事が常用労働者と認める者

(補助金交付対象者)

第3条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けることができる者は、次の表に掲げる指定の要件を具備する者又はこれに準じるものとして知事が特に認めるものであって、知事が指定する者とする。

	指定区分
 先導的リサイクル事業者 次の要件をすべて満たすことが見込まれるリサイクル事業者であると。 ① 資源循環型経済社会の構築に寄与するものであって、主としてとくしまコタウンプランに位置づけられた別表1に定める分野のリサイクル事業者でること。 ② 県内において新規性、独創性を有する事業で、当該循環資源のリサイク率の向上やリサイクル品の品質向上などの効果が期待できる事業であること。 ③ 新たに地元雇用されるものが5人以上であること。 ④ 採算性並びに原材料及びリサイクル品等の販路が確保されており事業が定的かつ継続的に行われる見通しがあるもの。 ⑤ 操業後、原則として施設を公開するものであること。 ⑥ 単なる廃棄物の処理・処分を行うものでないこと。 ⑦ 環境関連法令を犯す恐れがないものであること。 	1 - 1

(指定の申請)

- 第4条 前条の指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)は、奨励指定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該リサイクル関係施設の整備のための工事に着手する30日前までに知事に提出しなければならない。
 - (1) リサイクル関係施設整備計画書(様式第2号)
 - (2) 用地、事業所の取得、並びに賃貸借に関する書類
 - (3) 会社概要(会社の沿革を含む。)、会社定款及び登記簿謄本、個人事業所の場合は住民票
 - (4) 直近の3事業年度の財務諸表
 - (5) 奨励指定申請日における全従業員(県内)の名簿
 - (6) その他知事が必要と認める書類

(指定適否の決定)

- 第5条 知事は、前条の指定申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定の適否を 決定するものとする。
- 2 前項を決定したときは、その決定の内容を指定申請者に通知するものとする。

(審査会)

- 第6条 知事は前条の指定に関する事項を審議するため、徳島県環境関連産業立地審査会 (以下「審査会」)という。)を置く。
- 2 審査会の組織・業務その他必要な事項は、知事が別に定める。

(計画の変更)

第7条 第5条第1項の規定により奨励指定を受けた者(以下「奨励指定者」という。)は、 当該奨励指定に係る計画を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書 (様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(操業開始の届出)

第8条 奨励指定者は、当該リサイクル事業の操業を開始したときは、当該操業の開始の 日から10日以内に、操業開始届(様式第4号)により、知事に届け出なければならない。

(補助対象経費等)

第9条 第1条の事業(以下「補助事業」という。)の種類、補助対象経費、補助金の額 及びその限度額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助事業の種類	補助対象経費	補助金の額	限度額
先導的リサイクル 産業立地促進事業	先導的リサイクル 事業者がリサイクル 関係施設を整備する 事業に要する経費 ただし、用地取得 を除く。	当該経費に100分の 20を乗じて得た額	地元雇用される者 の数に応じた次の額 5人以上10人未満 800万円 10人以上30人未満 1,400万円 30人以上
雇用奨励事業	類別 類別 類別 類別 類別 が 変当 で の の で の で の で の で の で の の で の の で の の の で の の の の の の の の の の の の の	新たに地元雇用される者の数に40万円以内のを乗じて得た額	6,000万円

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする奨励指定者(以下「交付申請者」という。)は、 第5条第1項の規定による指定を受けた際の要件を具備するリサイクル関係施設を設置し、 及び当該補助に係る前条に規定する全ての事業を完了したときは、当該リサイクル事業 の操業開始後1年以内(第3条の知事が特に認めたものにあっては、知事が別に定める日 まで)に、別表2に掲げる補助の種類に応じ、それぞれ必要な書類を添えて、補助金交 付申請書(様式第5号)とともに知事に提出しなければならない。

(他の補助金等との併給制限)

第11条 前条の規定にかかわらず、他の補助金等を受けて整備したリサイクル関係施設に ついては、奨励指定者であっても、この要綱に基づく補助対象とすることはできない。

(補助金の交付決定)

第12条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときはは、補助金の額を決定し交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件等)

- 第13条 規則第5条第1項各号に掲げる事項は補助金の交付の決定の条件となる。
- 2 補助事業者は、規則第14条第1項の規定による補助金の取消に関し、補助金の返還を 命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当 該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控 除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければな らない。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、 納期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割 合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 規則第5条第1号の知事の定める軽微な変更とは補助事業に要する経費配分のうち、各 経費区分ごとの配分額の20パーセントを超えない金額の変更をいう。

(実績報告書)

- 第14条 規則第11条の実績報告書は、様式第9号による。
- 2 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた 日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のい ずれか早い時期までに提出しなければならない。

(補助金の請求)

第15条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第10号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第16条 知事は、前条の補助金請求書を受理した後に補助金を支払うものとする。

(指定等の取り消し)

- 第17条 知事は、奨励指定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第5 条第1項の規定による奨励指定者の指定又は第12条の規定による補助金の交付の決定を 取り消すことがある。
 - (1) 第3条の指定の要件欄に掲げる要件を欠くに至ったとき。
 - (2) この要綱の規定に違反する行為があったとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により、奨励指定者の指定又は補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第18条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第19条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る収

入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度から5年間整理保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した固定資産を、知事の 承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供し てはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 土地については、第12条の規定による補助金の交付決定の日から10年を経過している場合
- (2) 建物又は償却財産(以下「建物等」という。) については、当該建物等の取得価格が50万円未満の場合、又は、第12条の規定による補助金の交付決定の日から5年若しくは当該建物等に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定められている耐用年数のいずれか短い期間を経過している場合
- 2 前項の承認を受けようとする補助事業者は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに様式第11号により、知事に申請しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

分 野

木くず、紙くず、廃プラスチック類、使用済自動車、 汚泥、厨芥類、ガラスくず及び陶磁器くず、燃え殻、 使用済電気機器、その他知事が特に認める分野

※ 中間処理したものを含む。

別表 2 (第10条関係)

補助事業の種類			添	付	書	類
先導的リサイクル 産業立地促進事業	1 2 3 4 5 6 7 8	地元雇 投 事 業 で 大 で 大 で 変 乗 物 く の 廃 乗 物 り の の の の の の の の の の の の の の の の の の	大金領収書の 処分業許可証	(様式第7号 明書 様式第8号) 係る契約書 写し の写し 対象施設にあ	(納品書)、	仕様書、完成写真
雇用奨励事業	1 2 3 4	地元雇戶事業所標	業概要説明書 用内訳一覧表 既要説明書(『 知事が必要と』	(様式第7号 様式第8号)	,	

徳島県知事 殿

 (申請者)
 所 在 地

 名
 称

 代表者名

 (担当者)
 所 属

 職
 氏

 名

環境関連産業立地促進奨励指定申請書

徳島県環境関連産業立地促進補助金交付要綱第4条第1項の規定による指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定区分									
1日足区刀									
事業者の名称									
設置場所				Ē	敗地面積				m2
取り扱う 循環資源									
生産される リサイクル 品等の種類									
予定工期		年	月	日 ~		年	月	日	
操業開始 予定年月日	年	月	日	地元雇用	予定者数				人
投下固定資産額			千円	施設延	べ面積				m2

担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先

リサイクル関係施設整備計画書

所 在 地 名 称 代表者名

1 目 的

- 2 企業の概要
 - (1) 設立年月日
 - (2) 資本金
 - (3) 業 種
- 3 整備しようとするリサイクル関係施設の概要
 - (1) 取り扱う循環資源
 - (2) 施設の種類
 - (3) 処理能力
 - (4) 生産されるリサイクル品等の種類
 - (5) 設置場所

(6) 施設整備計画

(単位:)

	施	設	名	数量(単位)	金 額(百万円)	備考
設備・機械等						
建物						
	用		地			
	合		計			

(7) 工 期

(年/月)

	施	設	名	着	I	<u>.</u>	Ī	さ	了	備	考
設備											
· 機 械 等											
建											
物											
	用		地								
	合		計								

4 資金計画等 (単位:円)

		所 要	金金	額		Ē	調 〕	幸 方	法	
	融	設備・機械等			自	己了	資 金			
資	融資 対	建物				環境関連産業立地促進補助金				
	象	用地(1/3以内)				金	額			
計	金資金計	その他			借	環境関 立地促				
画		小 計			入	金 融	機関			
	融	資対象外資金			金	その) 他			
	J	用地(上記以外)				小	計			
		合 計				合	計			

5	技術の特徴
J	1 【

(1) 処理フロー

- (2) 技術の特徴
- (3) 従来技術との相違点
- (4) リサイクル率・リサイクル品の向上
- 6 原材料の調達計画
- 7 生産するリサイクル品等の供給計画

8 収支計画

9 従業員雇用計画

(単位:人)

職	種	事務職	技術職	研究職	労務職	その他	合 計
従 業	員 数						
うち	地元雇用						

- 10 公害防止計画
 - (1) 水質関係
 - ① 排水量

(単位:m3/日)

区分	工場排水	生活排水	合 計	備考
1				

② 排水の処理方法

③ 排水の処理後の数値

(単位:ppm)

項目	COD	BOD	SS	備考 (その他)
二十				

- (2) 大気関係
- (3) 騒音、振動関係
- (4) 廃棄物関係
- (5) その他

- 11 添付書類
 - ・施設等所在地付近見取図、施設の設計書及び図面等。
- 12 担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先

徳 島 県 知 事 殿

申込者 所 在 地 名 称 代表者名

計画変更承認申請書

徳島県環境関連産業立地促進補助金交付要綱第7条の規定により、指定に係る事業所の 整備計画を次のとおり変更したいので申請します。

- 1 奨励指定者の名称及び所在地
- 2 奨励指定者に係る指定年月日及び番号
- 3 整備計画の変更の内容
- 4 整備計画を変更しようとする事由
- 5 添付書類
 - (1) 変更後のリサイクル関係施設整備計画書
 - (2) その他
- 6 担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先

徳 島 県 知 事 殿

申込者

所 在 地

名 称

代表者名

操 業 開 始 届

徳島県環境関連産業立地促進補助金交付要綱第8条の規定により、指定に係るリサイクル事業の操業を開始しましたので、次のとおり届出します。

- 1 奨励指定者の名称及び所在地
- 2 奨励指定者に係る指定年月日及び番号
- 3 操業(事業)開始年月日
- 4 奨励指定者の概況
- 5 担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先

徳島県知事 殿

(申請者) 所 在 地名 称代表者名

補助金交付申請書

環境関連産業立地促進補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規 定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

 2 事 業 名

 年度

事業

3 指定区分等

指定区分		_							
事業所の名称									
設置場所					敷地面積				m2
取り扱う 循環資源									
生産される リサイクル 品等の種類									
工 期		年	月	日	~	年	月	日	
操業開始 年 月 日	年	月	日	地元雇	E 用者数				人
投 下 し た 固定資産の額			千円	補助事要した		概要は おり	、様式第		千円のと

4 担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先

様式第6号(第10条関係)

補助事業概要説明書

- 1 補助事業の種類
- 2 補助事業の着手年月日
- 3 補助事業の完成年月日
- 4 補助事業に要した経費

	施	設	名	仕様	数量	金 額 (千円)	補助金充当額 (千円)	補助額 (千円)
設備								
機械等								
建								
物								
	用		地					
	合		計					

- ※ 補助金の欄は記入しない。
- 5 添付書類 補助事業の実施場所の付近見取図

地元雇用内訳一覧表

1 従業員数

	内 訳	奨励指定申請日(人)	補助金交付申請日(人)
指定	全従業員数		
事業	常用労働者数	①	3
所	うち新規採用者		A
県内既	事業所 常用労働者数		
存事業	事業所 常用労働者数		
新	∄ 	2	4
合計	常用労働者数	1+2	3+4

2 補助対象者数の積算

(1) 補助対象に該当するには

$$A \ge 5$$
人 $3-1 \ge 5$ 人 同時に成立することが必要 $(3+4) - (1+2) \ge 5$ 人

- (2) 補助対象者数
 - ・ (3-1) > A のときは、A人
 - (③-①) <Aのときは、(③-①) 人

3 添 付 書 類

- (1) 新規採用者名簿
- (2) 新規採用者に係る第2条第3号ア又はイに掲げる者であることを確認できる書類
- (3) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令3号)第9条の規定により通知を受けた雇用保険被保険者資格取得確認通知の写し
- (4) 労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第107条に規定する労働者名簿、同法第108条に 規定する給与台帳の写し、及び同法第89条に規定する就業規則 (所轄労働基準監督署 の受付印のあるもの)
- (5) 県内既存工場の社員名簿

事業所概要説明書

所 在 地 名 称 代表者名

1 操業開始 年月日

2 設備投資の概要

(単位:千円)

	施	設	名	投	資	額		備	考	
設 備・										
機械等										
建物										
	用		地							
	合		計							

3 工場配置の状況

(単位: m2)

	施	設	夕	今 回 建	:設分	備考
	ル也	以	4	敷地面積	建家面積	7用
設						
備・						
機械						
等						
建						
物						
	用		地			
	合		計			

4 生産の状況

(単位:百万円/年)

生産額(実績)	備考
	生産額(実績)

(注) 生産実績は 年 月 日から 年 月 日

5 従業員の雇用状況

(単位	:	人)	
-----	---	----	--

	職	種	事務職	技術職	研究職	労務職	その他	合 計
常用従業員数								
内	配置軸	云換等						
l b i	新規層							
訳	うち 地テ	元雇用						

6	添付	寸書類

- (1) 工場配置図
- (2) 工場平面図
- (3) その他
- 7 担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先

徳島県知事 殿

(申請者)所 在 地名称代表者名

実績報告書

補助事業が完了しましたので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり 関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付の指令番号及び補助金交付決定額 年 月 日付け徳島県指令 第 号 金 円
- 3 関係書類

(1)

(2)

(3)

4 担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先

受理日付印	

補助金請求書

請求日 年 月 日

徳島県知事 殿

請 求 者 住 所

氏 (法人名及び代表者名)

		1	ı	ı	1	1	1	1	
右の金額を	請求	!	1	!		!	!	: Щ	
非米」 キキ	H11.1.	i	i	i	į i	i	i	i ' *	
請求します。	金額			i i		1	!	!	
		i	i	i	<u> </u>	<u> </u>	i	i	

	摘
補助事業名	
補助指令金額	
補助指令年月日	
補助指令番号	
	既 受 領 額
補 助 額	今回請求額
	残 額
請 求 区 分	1 精 算 2 概 算 3 前 金

口座振込先 金融機関名 預金種別) 2 当座	店舗4 9 その(f)			
口座番号				(右づめ)				
口座名義	(カタカ [、] (ナ書き)	·)	ı	

発行責任者及び担当者

発行責任者 (連絡先 担当者 (連絡先 徳島県知事 殿

(申請者) 所 在 地名 称代表者名

財産処分承認申請書

徳島県環境関連産業立地促進補助金交付要綱第20号の規定により、指定に係るリサイクル関係施設の財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 奨励指定者の名称及び所在地
- 2 奨励指定者の指定年月日及び番号
- 3 補助金の交付決定の年月日及び指令番号
- 4 処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理	由	方	法	処分価格(千円)

- (注) 財産の名称の区分は、様式第6号に準じて記載すること。
- 5 担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先